総務建設常任委員会協議会　説明資料

令和８年11月２日

大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

資　料

改正概要 ---------- １

改正内容 ---------- １～２

参　　考 ---------- ３～４

総　務　課

大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

１　改正概要

令和８年８月７日の人事院勧告を基にして、大磯町職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、規定の改正を行います。

２　改正内容

(1)　月例給（毎月支払われる給料）及び期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ等

ア　**月例給の引上げ**（平均改定率 3.42％増）

○　国家公務員の俸給表における改定を準用して改定します。

○　給料表（１）について、初任給を 9,500 円引き上げ、中堅層以上の職員に重点を置きつつその他の職員についてもすべての級・号給で引上げを行います。

○　給料表（２）及び幼稚園職員の給料表についても給料表（１）との均衡を基本に改定を行います。

○　特定任期付職員の給料月額については、各号給 14,000 円～30,000 円を引き上げる改定を行います。

各級における給料月額の平均改定額及び平均改定率

		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８～10 級	全体
国	改定額	9,485 円	9,605 円	10,583 円	11,674 円	12,099 円	12,663 円	13,676 円	15,987 円	11,161 円
	改定率	4.0%	3.7%	3.4%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.27%
町	改定額	9,482 円	9,556 円	10,467 円	11,351 円	12,096 円	12,700 円	13,700 円	－円	10,773 円
	改定率	4.0%	3.7%	3.4%	3.4%	3.1%	3.0%	3.0%	－%	3.42%

イ　**期末・勤勉手当の引上げ**（引上げ分：期末手当及び勤勉手当に配分）

○　一般職の職員
年間の支給月数を 0.05 月分引上げ、4.70 月（現行 4.65 月）に改定します。

○　定年前再任用短時間勤務職員
年間の支給月数を 0.05 月分引上げ、2.50 月（現行 2.45 月）に改定します。

○　特定任期付職員
年間の支給月数を 0.05 月分引上げ、3.75 月（現行 3.70 月）に改定します。

（一般職の職員の支給月数）

		6月	12月	計	合計
８年度	期末手当	1.2625月 （支給済み）	1.2875月 （現行1.2625月）	2.55月 （現行2.525月）	4.70月 （現行4.65月）
	勤勉手当	1.0625月 （支給済み）	1.0875月 （現行1.0625月）	2.15月 （現行2.125月）	
９年度以降	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月	4.70月
	勤勉手当	1.075月	1.075月	2.15月	

（定年前再任用短時間勤務職員の支給月数）

		6月	12月	計	合計
８年度	期末手当	0.7125月 （支給済み）	0.7375月 （現行0.7125月）	1.45月 （現行1.425月）	2.50月 （現行2.45月）
	勤勉手当	0.5125月 （支給済み）	0.5375月 （現行0.5125月）	1.05月 （現行1.025月）	
９年度以降	期末手当	0.725月	0.725月	1.45月	2.50月
	勤勉手当	0.525月	0.525月	1.05月	

（特定任期付職員の支給月数）【対象者なし】

		6月	12月	計	合計
８年度	期末手当	0.9625月	0.9875月 （現行0.9625月）	1.95月 （現行1.925月）	3.75月 （現行3.70月）
	勤勉手当	0.8875月	0.9125月 （現行0.8875月）	1.80月 （現行1.775月）	
９年度以降	期末手当	0.975月	0.975月	1.95月	3.75月
	勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月	

(2)　改正を行う条例

○　大磯町職員の給与に関する条例

○　大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例

○　大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(3)　施行日

条例の公布日（期末手当の支給基準日である12月１日の前日までに改正条例を公布）

※　月例給：令和８年４月１日から適用

※　期末・勤勉手当：令和８年度分は令和８年12月支給分から適用

令和９年度以降分は令和９年６月支給分から適用

≪参　考≫

○　令和８年の人事院勧告のポイント

＜　月例給、ボーナスともに引上げ　＞

①　月例給の民間給与との較差15,056円（3.51％）を解消するため、初任給を9,500円引き上げるとともに、中堅層以上の職員について、令和７年を上回る引上げを行うなど、俸給表を引上げ改定
（平均改定率:3.3％）

②　ボーナス（期末・勤勉手当）を0.05月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
（年間支給月数　4.65月 → 4.70月）

○　国・県の動向（法改正等の経過）

・令和８年８月７日　人事院勧告
・令和８年10月９日　公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定
・令和８年10月13日　神奈川県人事委員会勧告

＜今後の予定＞
・地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（総務副大臣通知）
（参考）R7.11.11
・一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正
（参考）衆議院 R7.12.11議決、参議院 R7.12.16議決、法律公布 R7.12.24

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和８年４月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和８年４月実施》

- 民間給与との較差(*) **15,056円（3.51%）**を解消するため次のとおり改定
  - 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
    《行政職俸給表(一)の平均改定率》 1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
  - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
    【総合職(大卒)】251,500円（+3.9%）【一般職(大卒)】241,500円（+4.1%） 【一般職(高卒)】209,800円（+4.7%）

＊ 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当（後述）2,376円 はね返り分（俸給の改定による諸手当の増減）1,501円

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
  - 再任用職員の８割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善（行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%）

ボーナス

直近１年間（令和７年８月～令和８年７月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和８年４月実施》
  年間4.65月分→**4.70**月分（＋**0.05**月分）

  民間の支給割合　　4.72月
  公務の平均支給月数　4.65月
  - 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合）

	6月期	12月期
令和８年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和９年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和９年４月実施》
  - 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保（俸給等を含め最高で年間約3,380万円）

その他

- 給与制度のアップデートで令和７年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和９年度の支給割合を設定
- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和８年10月実施》
- 60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

1